

第6回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	平成27年10月6日(火) 9:55~10:25
場 所	南相馬市役所北庁舎 2階第2会議室
構成員	株式会社シマ商会 株式会社七十七銀行 株式会社東邦銀行 福島県 原町商工会議所 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明(株式会社シマ商会)
- 6 協議事項
南相馬市復興推進計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

(議事概要)

○あいさつ(会長)

震災・原発事故から4年半が過ぎたが、未だに2万人近くの市民が避難生活を余儀なくされている。特に生産年齢人口が、1万3千人も避難しており、看護師、保育士などの不足から医療福祉分野では通常のサービスができない状況が続いている。仕事はあるが人がいない。復興に向けて若い人が帰ってくる施策をいろいろと行っている。一つ一つの取り組みが大切であるが、雇用の確保が特に重要である。

このような中、「シマ商会」様が事業拡大に向けて展示倉庫を建設し、新たな雇用を創出いただけることについては、大変力強く感じている。

このように、一つ一つ取り組むことによって復興につなげて行きたい。

本日審議をお願いするシマ商会様の倉庫建設に関する案件は、雇用につながる重要なものでありますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○復興推進協議会の説明（事務局）

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援など、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

この度、株式会社シマ商会様が業務拡大に向けて、本市原町区零地内に展示販売倉庫（ゆめ倉庫）を建設することは、新たな雇用創出という面から本市の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものと位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関様が復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受けるための復興推進計画を本市が策定するものであります。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されております。

協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、市内商工業の密接な関係者である原町商工会議所、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところであります。

○事業概要説明（株式会社シマ商会）

自動車部品のリユース・リサイクルの重要性は、社会的認知を受け、自動車部品の保有拡大と雇用創出の場として、自動車中古部品倉庫の増設を計画。

現在の自動車中古部品は、貸倉庫を借りて保管・販売しており、倉庫も狭く在庫できない状況にある。保有する在庫が少ないことから当社の在庫販売と同業他社から取り寄せて販売している。このことから、倉庫を建設することとなった。

部品倉庫を増設することで保有自動車中古部品点数を約9,000点から30,000点に増やすことができるほか、県内唯一の大型部品を保有し、取扱いすることが可能となり同業他社との差別化が図れる。このことによって中古部品の販売売上げだけでなく、全社売上げの相乗効果により増収増益を図れることになる。

取扱い部品点数の増にともない、11人の新規雇用を予定するほか、平成29年10月の売上げ目標100億円を達成していきたい。

【建設倉庫の概要】

建設位置	南相馬市原町区零字権現下
延床面積	5,080.27㎡
構造	鉄骨造（平屋建て）
部品保有数	計画 30,000点（現在 9,000点）
増設効果	大型部品を適量保有できるほか、高額な中古部品を在庫することにより同業他社との差別化が図れる。結果、売上が向上でき、部品買取り事業

も活発となる。

○議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明いたします。

○南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

本復興推進計画は、シマ商会様が原町区において建設するリサイクルパーツ展示販売倉庫（ゆめ倉庫）の建設資金を「復興特区支援貸付事業」として金融機関が融資することに伴う貸付利子の一部を「復興特区支援利子補給金」として融資金融機関が受給するために、東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものです。

復興推進計画が認定を受けることにより、金融機関には、国から貸付利子の一部（利子補給率の上限0.7%）が補給されます。

この国からの利子補給により、事業主の利子負担が軽減され、施設整備の環境を整えることによって雇用創出に繋げるもので、このことによって大震災からの復旧・復興に寄与することを目指すものです。

○質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

○出席者

計画は適正なものであると思います。

○会 長

ありがとうございます。ほかにご意見等はございませんか。

質問意見なし（全員）

○会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

南相馬市復興推進計画は、原案のとおり決定いたします。

なお、ただ今決定した「南相馬市復興推進計画」の字句、その他で軽微な変更を要するものについては、その変更を会長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

○出席者

異議なし（全員）

○事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上